骨子案に対する意見等への対応について(高知県議会総務委員会での意見)

	<u> </u>	<u>に対する恵見等への対応</u>	について(高知県議会総務委員会での意見)
NO	関係項目	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
72	第1章第3 基本理念 (防災文 化)	防災文化という言葉は、一般的に認識されたものか。いろんな受け取り方をされるとすると、条例で使う言葉としては適当でないのでないか。	本県においては、南海地震の被害を軽減するために、自助や共助の取組を全県的な運動として展開するだけでなく、繰り返し行い、習慣にしていくことで、防災文化として根付かせていく視点が重要ですので、条例の基本理念を締めくくる言葉として、使っています。 防災文化という言葉が使われている例としては、2005年に神戸市で開催された国連防災世界会議で、災害に強い国・コミュニティの構築に向けて、今後10年間に優先して取組む事項としてとりまとめられた「兵庫行動枠組2005-2015」の中に、世界が共通して取り組む5つの防災目標の一つに、「すべてのレベルで防災文化を構築するため、知識、技術、教育を活用する」ことが掲げられています。また、研究者やNPOなど各方面においても、災害を防止・軽減するための工夫や技術が、人々の生活様式や社会構造の中に自然にとけ込んでいき、世代や時代を超えて、人々や社会によって語り継ぎ、防災文化を形成していくことの重要性が提唱されています。
73 <2P>	第1章第5 事業者の 責務	・事業者は、地震発生後には、 事業を継続するよう努力することは当然のことで、あえて、事業 者の責務に、そのことを規定する必要があるのか。 ・第5の1項と2項が同じような内容になっているので、読みやすいように修正する必要があるのではないか。 ・事業者の責務として、周辺の人の救助にあたることも規定すべきでないか。	※ 地震時には事業者は、地域と協力して避難誘導や救助活動などにあたる必要がありますので、地震発生前と地震発生後における事業者の責務の表現の見直しも併せて、第1章第5の事業者の責務を「1 事業者は、その社会的責任を自覚し、震災から事業所内の人の生命、身体を守り、周辺の居住者等への自らの施設、設備等による被害を最小限に抑え、地震発生後も事業の継続を行うため、あらかじめ自らが管理する施設、設備等の安全性の確保や震災への対応力の向上等の被害の軽減のために必要な備えを行うよう努めなければいけません。 2 事業者は、地震が発生したときは、地域の自主防災組織や住民と協力して、避難誘導、救助活動、消火活動等の活動を積極的に行うよう努めなければいけません。」と修正します。
74	第1章第6県の責務	責務では、南海地震対策を推進するとだけで、具体の規定がない。県の責務でも、ハード対策に	この条例は、第1章の総則で、条例の全体にかかる基本理念や基本理念を実現するための各主体(県民、事業者、県)の基本的な責務などを明記し、具体に取り組む中身は、第2章以降に規定する構成としています。 公助に関しては、第3の基本理念の(4)に、震災に強い地域社会を実現するために、自助、共助の取組を支援することに併せて、県民や地域、事業者などではできない対策を県自らが行うことを規定しており、社会基盤の整備や専門的な応急救助活動は、その例示としてあげたものです。 第6の県の責務では、この基本理念を実現するために、組織と機能のすべてをあげて、計画的に進めていくという基本的な方向付けを規定しており、ハード対策など具体の取組は、第2章以降に規定しています。
75 <8P>	災害から命を救う	するよう求める一方で、第6章第 2で、倒壊家屋等から救出する よう求めているのは矛盾するの	※ 津波浸水区域では、被災の状況や津波の到達時間によっては、 救助より、自らが避難することを優先せざるをえない場合もありま すので、第6章第2の1「自主防災組織、事業者等は、地震が発生 したときは、倒壊家屋等からの救出、負傷者等の応急手当、搬送 等・・・・・」を「自主防災組織、事業者等は、地震が発生したとき は、自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて、倒壊家 屋等からの救出、負傷者等の応急手当、搬送等・・・・・」と修正 します。

NO	関係項目	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
76	第9章第1 節第2 事業者の 備え	事業者の備えについて届出義務を課さないと実効性が保てない項目があるのではないか。事業者の備えが進んでいない現状であれば、なおのこと、全ての事業者、すべての項目とはいかないまでも、届出が必要な部分があるのでないか。	南海地震への備えは、県民、事業者、地域それぞれが主体的に 取組むことが基本であり、危険物のように法律などで規制されるも の以外は、届出や許可といった形で、行政が関与し、強制的に行 わせるものではないと考えます。 県の役割としては、条例に規定される事業者の取組が進むよう、 情報提供や支援などを行っていくことが重要と考えますので、業界 団体等と連携し、必要な対策を実施していきます。
77 <12P>	第9章第5 災援の支第5 要へと	在宅要医療者のマニュアルが県から出されているが、これを活用して対策を進めるよう条例に 規定することが必要でないか。	※ 災害時要援護者の支援内容の一つに、在宅要医療者への対応を規定する必要がありますので、第9章第2節第5について2「・・・・・障害者等の団体、介護福祉関係事業者等・・・・」」を「・・・・・障害者等の団体、医療・介護福祉関係事業者等・・・・」」に、「・・・・災害時要援護者の避難誘導、救助、安否確認、生活支援等・・・・」」を「・・・・災害時要援護者の避難誘導、救助、安否確認、医療の対応、生活支援等・・・・」」に3「・・・・・災害時要援護者の生活面に配慮した応急活動や復旧活動・・・・」を「・・・・・災害時要援護者の生活面に配慮した応急活動や復旧活動・・・・」と修正します。 なお、在宅要医療者の災害時の備えについては、災害時要援護者全体にかかることとして、第9章第2節第5の1に「県は、災害時要援護者の安全や被災後の生活は守られるよう、市町村と連携して、災害時要援護者や家族があらかじめ取り組むべき備えや地震時に取るべき行動等に関する啓発を行うことや、地域で支え合うネットワークづくりを促進すること」を規定していますので、在宅要医療者の命が守られるよう、県で作成した支援マニュアルや要支援者パンフレット、支援者手帳を、本人や家族、支援者に広げていくなど、具体の取組を進めていきます。
78	第9章第6 変援情報を取ります。 第5年者の適扱い	第6では、まず先に、災害時要 援護者の方から、訓練などに参 加し支援を求めるよう規定され ているが、災害時要援護者は、 なかなか参加できないことが想 定されるので、支援者側から先 に規定すべきではないか。	災害時要援護者の情報の把握にあたっては、災害時要援護者本人から支援者に支援を求める方法と、支援者側から災害時要援護者に働きかける方法があります。 条例づくり検討会では、災害時要援護者であっても、すべて支援者に頼るのではなく、自らの命を守るためには、自らが備え、自ら支援を求めるなど、自ら努力することが大切であり、その意識を持つことが重要であるという理由から、まず、災害時要援護者側から支援に必要な情報を提供することを規定しています。 〈上記に対する意見〉 災害時要援護者の命を守るためには、支援者にすべてを頼るのでなく、災害時要援護者が自主的に地域の防災活動に参加したり、支援を求めたりすることが必要だということは理解できる。ただ、その前提として、いつどこで地域の防災活動が行われるか、誰に支援を求めればよいかなど、きちんと情報が提供がなされないと、災害時要援護者の方に、まず、自ら努力しなさいと求めるのは、問題があると思う。第6項の1と2の順序を入れ替えて、支援者側から規定すべきと考えるので、検討会でもう一度検討してほしい。

	BB 65 - T B	*****	->+ F, 11 L++-1
NO	関係項目	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
79 <12P>	節第6 災害時要 援護者の	災害時要援護者の中には、難病患者の方など、地域の防災活動に参加できない人もいると思うが、そういう人は、家族が行うことになるのではないか。	※ 災害時要援護者の中には、地域の防災活動に参加できない方もいますので、第9章第2節第6の1「災害要援護者は、日頃からの地域の防災活動等に自主的に参加するとともに、・・・・」を「災害時要援護者 <u>や家族</u> は、日頃からの地域の防災活動等に自主的に参加するとともに、・・・・」と修正します。
80	第9章第2 第第6 災援護報の適扱 情報と取扱い	提供された個人の情報は、今後 作成する指針に基づいて適正な 取り扱いをしていくことになるの か。そうであれば、自主防災組 織が、災害時要援護者を把握す る際にも、個人の情報の取扱い について説明でき、スムーズに 把握できると思うので、早く指針 をつくってほしい。	事業者が取り扱う個人情報については、高知県個人情報保護条例第37条及び第38条の規定に基づき、収集や利用、提供、適正管理などに関する指針(事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針)が告示されています。自主防災組織は、同条例では、「事業者」の範囲に含まれるため、自主防災組織が、災害時要援護者の個人情報を取り扱う際には、この指針に基づいて行うことが求められます。 しかし、同指針は、事業者や取り扱われる情報について一般的に規定されているため、自主防災組織だけでなく、個人も含めた支援ネットワークを構成する支援者が、災害時要援護者の個人情報を適正に取り扱うためには、より、具体的で、理解しやすい指針を新たに作成し、示すことが必要と考えています。 新たな指針については、県の関係各課や高知県個人情報保護制度委員会、市町村等との調整が必要となりますが、できるだけ早く作成したいと考えています。